

ID: 45

担当部署: 教育委員会 図書館 業務係

処分の概要	団体貸出の登録		
例規名 根拠条項	名寄市図書館条例施行規則 第14条第1項		
例規番号	平成18年教育委員会規則第31号		
<p>【根拠条文】 (登録の手續等)</p> <p>第14条 団体貸出を受けようとするものは、団体貸出登録申込書(別記様式第3号)を館長に提出し、登録を受けなければならない。</p> <p>2 団体貸出を受けることができる図書館資料の数は、50冊の範囲内において団体貸出を受ける市内団体の規模等に応じ館長が認める冊数とし、その貸出期間は、30日間とする。ただし、市内小中学校が授業等で図書館資料を利用する場合は、100冊の範囲内で貸出を受けることができる。</p> <p>3 第5条第2項及び第3項、第6条から第8条まで、第11条並びに第12条の規定は、団体貸出について準用する。この場合において、第11条第2号中「第9条第2項各号」とあるのは「第14条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第13条の規定による。 (利用資格)</p> <p>第13条 図書館資料の団体への貸出し(以下「団体貸出」という。)を受けることができるものは、市内の地域団体、職場団体、社会教育関係団体、その他の団体(以下「市内団体」という。)とする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日